

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
環境省	令和4年度環境経済の政策研究委託業務(ポストコロナ社会における脱炭素・循環型・分散型社会の実現を目指したりデザイン政策パッケージの検討)	支出負担行為担当官 環境省総合環境政策統括官 和田 篤也 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	コロナ禍においての経済刺激策については、気候変動緩和・適応やその他の持続可能でレジリエントな社会に向けた再設計に結び付けるグリーンリカバリーが世界的課題となっており、我が国においてもコロナ対策をいかに脱炭素社会・循環型社会・分散型社会へのリデザインにつなげるかが課題となっている。本業務は、ポストコロナ社会における持続可能な社会を構築するため、脱炭素社会・循環型社会・分散型社会の実現を目指した政策パッケージを作成し、経済的な政策評価を踏まえた上で、新たな環境政策の企画立案につなげていくことを目的に、令和3年度から実施しているものである。 本業務は令和3年度に複数年(3ヵ年)を前提とする企画書募集要領に従い、企画書を募集したところ、有効な応募者は公益財団法人地球環境戦略研究機関の1者であった。企画書審査委員会の審査の結果、契約候補者として相応しいものと判断された。令和3年度委託業務の相手方として選定された公益財団法人地球環境戦略研究機関の令和3年度業務実施内容について、令和3年度環境経済の政策研究委託業務(ポストコロナ社会における脱炭素・循環型・分散型社会の実現を目指したりデザイン政策パッケージの検討)に係る審査委員会において書面審査を行った結果、仕様書に記載の内容を達成しており、業務の管理も適切に行われていること、令和4年度委託業務における課題の抽出及びその対応について現実的且つ妥当性を有すること、令和4年度委託業務の実施計画が妥当であることから、契約候補者として相応しいものと判断した。 このため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	14,999,000	-	公財	国認定	1	令和5年度限りの事業	有		
環境省	令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務(ベトナム・ハイフォン市の脱炭素化に向けたエコ工業団地推進事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 小野 洋 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年6月16日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経験・ノウハウ等を有する日本の自治体とともに、途上国の都市において脱炭素・低炭素社会形成に向けた取組を実施する。日本の自治体に加わることで、脱炭素・低炭素技術やサービスの活用、その他脱炭素・低炭素化に向けた取組をより効率的に推進し、また、途上国の都市でのマスタープランの策定支援や技術の評価・選定プロセスの共有等、日本の自治体による脱炭素・低炭素化に向けた能力開発についても推進することを目的とする。 本業務は、令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった23件の中から外部専門家等よりなる令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務受託者選定等に係わる評価委員会の審査を経て採択された。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	20,000,000	-	公財	国認定	1	外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有		
環境省	令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務(マレーシア国クアラルンプール市における脱炭素都市・街区実現にむけた制度構築支援事業(クアラルンプール市ー東京都/さいたま市))	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 小野 洋 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年6月22日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経験・ノウハウ等を有する日本の自治体とともに、途上国の都市において脱炭素・低炭素社会形成に向けた取組を実施する。日本の自治体に加わることで、脱炭素・低炭素技術やサービスの活用、その他脱炭素・低炭素化に向けた取組をより効率的に推進し、また、途上国の都市でのマスタープランの策定支援や技術の評価・選定プロセスの共有等、日本の自治体による脱炭素・低炭素化に向けた能力開発についても推進することを目的とする。 本業務は、令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった23件の中から外部専門家等よりなる令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務受託者選定等に係わる評価委員会の審査を経て採択された。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	20,000,000	-	公財	国認定	1	外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有		
環境省	令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務(横浜市とダナン市の都市間連携による低炭素技術事業開発を通じた脱炭素社会形成支援事業)	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 松澤 裕 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年6月27日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経験・ノウハウ等を有する日本の自治体とともに、途上国の都市において脱炭素・低炭素社会形成に向けた取組を実施する。日本の自治体に加わることで、脱炭素・低炭素技術やサービスの活用、その他脱炭素・低炭素化に向けた取組をより効率的に推進し、また、途上国の都市でのマスタープランの策定支援や技術の評価・選定プロセスの共有等、日本の自治体による脱炭素・低炭素化に向けた能力開発についても推進することを目的とする。 本業務は、令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募要領に基づき公募を行い、応募のあった23件の中から外部専門家等よりなる令和4年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務受託者選定等に係わる評価委員会の審査を経て採択された。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	20,000,000	-	公財	国認定	1	外部有識者の審査を経て採択された事業者である。	有		

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応れ・応募者数		継続支出の有無	
環境省	令和4年度G7等支援業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	ドイツを議長国とするG7サミット及び環境大臣会合、気候エネルギー大臣会合は、2022年(令和4年)6月のG7サミット前(令和4年5月頃)に開催を予定しており、令和3年度から準備会合が始まり令和4年度にかけて、議事内容に関して関係各国との調整等が継続して実施されていることから、当該業務については同一の事業者が2カ年にわたり一貫した計画に基づいて業務を行うことが不可欠である。 以上のことから、当該業務は初年度の業務を履行した者が2カ年にわたり業務を実施することが適切な成果を得るために必要となることから、事業者の選定においては単年度の事業計画の内容だけではなく、2カ年を通しての事業計画の内容や1年目以降の予定経費についても評価の対象とする複数年の事業実施を見通した総合評価落札方式として実施したところ、もっとも高い総合評価点を得た公益財団法人地球環境戦略研究機関が落札者となり令和3年度業務を実施したところである。 今般、令和4年度においても当該業務に係る予算が措置されたことを受け、引き続き業務を実施するにあたり、審査委員会において令和3年度の履行状況の確認や令和4年度の業務が当初計画に基づいて実施できるか等についての審査を行った結果、令和3年度業務は適切に履行されていることが確認され、また、令和4年度は引き続き当初計画に基づいて業務が遂行することが適切であると判断された。 よって、当該業務は令和3年度に公益財団法人地球環境戦略研究機関が提案した計画に基づき令和4年度の業務を実施することとするが、計画に基づいて業務を遂行できるのは提案した者以外になく、また、上記のとおり、前年度の履行状況等から、引き続き公益財団法人地球環境戦略研究機関が引き続き当該業務を適切に遂行できると判断されたことから、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を締結することとしたい。	-	28,900,000	-		公財	国認定	1		当該業務は同一の事業者が2カ年にわたり一貫した計画に基づいて業務を行うことが不可欠であり、初年度業務の履行状況等について審査を行った結果、適切に履行されていることが確認されたため、2カ年目も初年度業務を履行した事業者と随意契約を締結したものである。	有
環境省	令和4年度G20等支援業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	インドネシアを議長国とするG20サミット及び環境・気候大臣会合は、2022年(令和4年)11月のG20サミット前(令和4年8月頃)に開催を予定しており、令和3年度から準備会合が始まり令和4年度にかけて、議事内容に関して関係各国との調整等が継続して実施されていることから、当該業務については同一の事業者が2カ年にわたり一貫した計画に基づいて業務を行うことが不可欠である。 以上のことから、当該業務は初年度の業務を履行した者が2カ年にわたり業務を実施することが適切な成果を得るために必要となることから、事業者の選定においては単年度の事業計画の内容だけではなく、2カ年を通しての事業計画の内容や1年目以降の予定経費についても評価の対象とする複数年の事業実施を見通した総合評価落札方式として実施したところ、もっとも高い総合評価点を得た公益財団法人地球環境戦略研究機関が落札者となり令和3年度業務を実施したところである。 今般、令和4年度においても当該業務に係る予算が措置されたことを受け、引き続き業務を実施するにあたり、審査委員会において令和3年度の履行状況の確認や令和4年度の業務が当初計画に基づいて実施できるか等についての審査を行った結果、令和3年度業務は適切に履行されていることが確認され、また、令和4年度は引き続き当初計画に基づいて業務が遂行することが適切であると判断された。 よって、当該業務は令和3年度に公益財団法人地球環境戦略研究機関が提案した計画に基づき令和4年度の業務を実施することとするが、計画に基づいて業務を遂行できるのは提案した者以外になく、また、上記のとおり、前年度の履行状況等から、引き続き公益財団法人地球環境戦略研究機関が引き続き当該業務を適切に遂行できると判断されたことから、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を締結することとしたい。	-	23,500,000	-		公財	国認定	1		当該業務は同一の事業者が2カ年にわたり一貫した計画に基づいて業務を行うことが不可欠であり、初年度業務の履行状況等について審査を行った結果、適切に履行されていることが確認されたため、2カ年目も初年度業務を履行した事業者と随意契約を締結したものである。	有
環境省	令和4年度北西太平洋地域海行動計画活動推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益財団法人環日本海環境協力センター 富山県富山市牛島新町5番5号	5230005000125	本業務は、北西太平洋地域における海洋及び沿岸の海洋環境保全・管理・開発のための行動計画(以下「NOWPAP」という。)活動を支援するため、改良されたNOWPAP富栄養化状況評価手順書を基に、これまでよりも広範囲の海域を対象とした衛星クロロフィルaによる予備評価及びその検証に必要な富山湾海域モニタリング調査の実施、人工衛星に搭載したセンサが観測した海洋環境情報を定期的にインターネット上から取得するシステムの維持管理を行うものである。さらに、人工衛星リモートセンシングを活用した藻場マッピングを行い、藻場の保全・再生のための基礎情報の整備に資することを目的とする。 NOWPAPは、閉鎖性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」のひとつであり、平成6年9月に韓国で開催された第1回政府間会合において、我が国、中国、韓国及びロシアの4カ国により日本海及び黄海を対象として採択され、その後の各種プロジェクトが進められている。 平成11年4月の第4回政府間会合において、各プロジェクトの実施に責任を持ち、活動を推進していく地域活動センター(RAC)の配置が決定され、我が国においては、リモートセンシングや新しいモニタリング技術を活用して海洋環境を評価し、管理するためのツールを作成することを目的とした「特殊モニタリング・沿岸環境評価に関する地域活動センター(以下「CEARAC」という。)」が設置されることとなった。 同政府間会合において、海洋環境モニタリングに必要な環境モニタリング、リモートセンシング、環境影響評価、コンピューターサイエンスなど、様々な科学分野の熟練者や専門家を有している公益財団法人環日本海環境協力センターがCEARACとして指定(第4回政府間会合レポート附属書7)され、今日に至るまでその活動を継続してきている。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知(財計第2017号)における1.(2)①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合のうち、イ(ロ)「条約等の国際的取決めににより、契約の相手が一に定められているもの」及び会計法第29条の3第4項に規定される「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため、本業務の契約相手方として、公益財団法人環日本海環境協力センターと随意契約を締結するものである。	-	19,742,000	-		公財	国認定	1		日本、中国、韓国及びロシアの4カ国での政府間会合において、責任を持ち、活動を推進していく地域活動センターの配置が決定され、日本においては「特殊モニタリング・沿岸環境評価に関する地域活動センター(CEARAC)」が設置されることとなった。同政府間会合において、公益財団法人環日本海環境協力センターがCEARACとして指定されている。このことから、国際的な取決めににより、契約相手が定められているため、性質又は目的が競争を許さないことから随意契約により契約締結を行っている。	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			
環境省	令和4年度アジア水環境改善モデル事業（ベトナム国高濃度含油廃液の膜処理による減量化・再利用水の普及事業）業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年8月25日	公益財団法人地球環境センター 大阪府大阪市鶴見区緑地公園2-110	9120005012202	(1)政府の成長戦略において、インフラシステム輸出が位置づけられるなど、アジアの水ビジネス市場は将来的に大きな成長が見込まれていることから、我が国企業の保有する高い環境技術を活かした海外水ビジネス市場への参入が期待されている。 本業務の実施に際しては、ビジネスとして将来的に持続可能な水環境改善技術を有し、かつその技術を用いた実用可能な処理施設を用いて現場において実証試験を実施することが可能な技術力を有する者を選定する必要がある。 したがって、複数の者にプロジェクト応募票等の提出を求め、候補となるアジア地域等の水環境改善プロジェクトに関し、最も水環境改善効果が高く、かつ事業としての実現性や将来の発展性の高い提案等を提出させ、技術を選定する方法が最も有効である。 (2)本業務に係る業者を選定するため、「令和4年度アジア水環境改善モデル事業」公募要領に従い公募(令和4年度から3年を想定)したところ、応募者は7者であった。 外部有識者等で構成される「アジア水環境改善ビジネス展開促進方策検討会」において申請書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境センターのベトナム国高濃度含油廃液の膜処理による減量化・再利用水の普及事業については、該当技術の水環境改善効果等について高く評価され、契約候補者として相応しいものと判断された。 このため、公益財団法人地球環境センターを本請負業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	10,227,124	-		公財	国認定	7		本業務に係る業者を選定するため、「令和4年度アジア水環境改善モデル事業」公募要領に従い公募(令和4年度から3年を想定)したところ、応募者は7者であった。 外部有識者等で構成される「アジア水環境改善ビジネス展開促進方策検討会」において申請書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境センターのベトナム国高濃度含油廃液の膜処理による減量化・再利用水の普及事業については、該当技術の水環境改善効果等について高く評価され、契約候補者として相応しいものと判断された。 このため、令和4年度は、当該応募者と随意契約を行っている。	有
環境省	令和4年度アジア水環境パートナーシップ事業調査研究業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)は、平成15年に日本で開催された第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議の成果として、各国の自発的な水問題解決への行動をまとめた「水行動集」に、環境省が登録した施策の一つである。 令和元年度から令和5年度は、WEPA第4期事業として、WEPA参加国における水環境問題の解決に向けた水環境ガバナンスの強化を目的とし、規制の遵守に焦点をあてた汚染源対策の強化、対策結果の評価、政策の見直し等を行い、各国の水環境ガバナンスの仕組みの定着状況の評価を行うとともに、国際会議への参加・関連会合の開催を通じたWEPA事業の活動成果に関する情報発信を行うものである。 本業務は、契約相手方の選定に当たって、令和2年度において「参加者確認公募方式による調達手続について」(平成21年1月28日付け環境会発第090128003号:大臣官房会計課長通知)に基づき公募したところ、提出期限までに参加希望書類を提出した者は1者のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから公益財団法人 地球環境戦略研究機関と随意契約を行った。 令和4年度においては「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、参加者確認公募を実施した場合に、応募要件を満たすと認められる者が一しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査によって当該応募者と随意契約を行うことを認めるというもの。」とあることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き本業務の契約相手方として公益財団法人 地球環境戦略研究機関と随意契約するものである。	-	56,198,283	-		公財	国認定	1		令和2年度の公募において応募要件を満たすと認められる者が一しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行したことから、令和3年度に引き続き令和4年度も、当該応募者と随意契約を行っている。	有
環境省	令和4年度福島県沖等における放射性物質モニタリング業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295番地3	6040005001380	令和3年4月に政府の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が決定された。 基本方針では、新たにトリチウムに関するモニタリングを漁場や海水浴場等で実施するなど、政府及び東京電力が東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)の放出前及び放出後におけるモニタリングを強化・拡充することが定められた。 これを踏まえ、福島県沖等における現状のトリチウム等の放射性物質濃度を把握するためにモニタリングを行う必要があり、分析等の業務を総合評価落札方式で調達することとした。本件の調達に当たっては、国が実施するモニタリングの測点・頻度・手法等を「ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議」において検討してきたが、東京電力からのALPS処理水放出に係る実施計画の申請が令和3年12月となったこと等により検討に時間を要し、公告時期が令和4年3月となった。令和4年3月24日に提案者1者の提案書の審査を実施し、3月29日に入札を実施したが、4回の再度入札の結果、予定価格を上回っていたため、不調となった。ALPS処理水海洋放出の前後で海域の状況を比較できるようにするためには、モニタリングを令和4年度春から開始する必要があり、その分析方法の詳細の検討やプレ調査の実施を令和4年4月から行う必要があることから、再度公告を実施する時間的余裕はない。また、再度公告を実施しても他の事業者が手を挙げる可能性は極めて低いと考えられることから、入札に参加した公益財団法人日本分析センターに随意契約について相談したところ、金額の提示があり、その金額は予定価格の範囲内であった。以上のことから、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2に基づき、公益財団法人日本分析センターと随意契約を締結するものである。	-	294,176,047	-		公財	国認定	1		本件は、当初競争入札を行ったものの不調となったため、入札に参加した事業者と随意契約を結んだものである。 適切な予定価格を設定できるよう、また一者応札とならないよう、複数事業者へのヒアリング実施や単価見積徴取を通じて仕様や積算を精査するとともに、公告期間の延長を通じて適切な競争環境を確保する。	無

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
環境省	令和4年度コベネフィット・アプローチ推進に係る国際パートナーシップ等事務局業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年11月4日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	本業務は、環境汚染対策と温室効果ガス排出削減の両方に同時に寄与する、コベネフィット(共通便益)・アプローチの推進のため、国際応用システム分析研究所(IASA)及びアジア・コベネフィット・パートナーシップ(ACP)における日本国内の事務局として必要な業務を実施することを目的とする。 経済成長の著しい途上国においては、環境汚染問題が引き続き喫緊の課題となっており、我が国も直接的・間接的な影響を受けている。また、地球全体の課題である気候変動対策については、先進国の削減目標に加え途上国の削減行動計画が進められることが求められている。こうした状況の中、我が国はアジア諸国を中心に、環境汚染対策と気候変動対策を効果的に同時に達成するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進し、様々な協力を実施してきた。コベネフィット・アプローチは、途上国の気候変動対策への取組を後押しするとともに、我が国がコミットする温室効果ガス排出削減について国際的な責任を果たす上でも重要な取組である。 国際応用システム分析研究所(IASA)は、1972年にオーストリアに設立された世界有数の国際研究機関であり、エネルギー・気候・環境などについて先駆的な研究を行い、国際社会に大きく貢献している。また、IASAの研究データは、国立環境研究所(NIES)の温室効果ガスの対策技術オプションに使用されるなど日本の研究に貢献しているほか、同研究所の気候変動研究者のほとんどがIASAでの研修を経験しており、日本人研究者のキャリアバンシー・ビルディングの向上にも貢献している。このため、環境保全を所管する環境省として、我が国の環境分野における研究の発展をさらに促進するため、IASAの研究活動を支援することは重要であり、本業務はそれに資するものである。 IASA憲章では、加盟する国の代表機関に登録することが規定されており、我が国の代表機関として、学識経験者等から構成されるIASA日本委員会が登録されている。IASA日本委員会の運営については、同委員会規約第18条に基づき事務局を設置することが規定されているところ、2011年2月に開催されたIASA日本委員会において、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)が、日本の環境行政について包括的な知見を有し且つ国際的な立場における各国政府への信頼性および実績を持つことから、IASA日本委員会の事務局とすることが決定された。なお、IASAの活動資金は各国の加盟機関が支払う分担金と委託事業費・寄付金である。2022年7月現在、23ヶ国が加盟。総額約2278万ユーロ(約28億円、2021年)であり、我が国は70万ユーロ(約8.5千万円)を拠出。 また、アジア・コベネフィット・パートナーシップ(ACP)は、2010年11月にアジア諸国におけるコベネフィット・アプローチの主流化を目的として設立され、アジア諸国(中国、タイ、インドネシア等)の環境所管官庁や国際機関(国連環境計画、アジア開発銀行、国連アジア太平洋経済社会委員会等)関係者をメンバーとしている。設立時に開催された会合においてACPの運営等について議論がなされ、コベネフィット・アプローチに係る豊富な調査・研究実績を有し且つ国際的なネットワークが豊富な公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)を同パートナーシップの事務局とすることが、ACPメンバーの賛同の下、決定された。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知(財計第2017号)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合のイの(ロ)「条約等の国際的取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するものと認められるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、本請負業務の契約相手方として公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)と随意契約を締結するものである。	-	11,070,996	-	公財	国認定	1		本業務は、「条約等の国際的取決めににより、契約の相手が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は、目的が競争性がない場合として、契約相手方は、(公財)地球環境戦略研究機関である必要があり、引き続き随意契約によらざるを得ない。	有	
環境省	令和4年度アジア地域におけるコベネフィット型大気汚染対策促進委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 松澤 裕 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年5月16日	公益財団法人地球環境戦略研究機関 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11	8021005009182	令和3年度において、「参加者確認公募方式による調達手続について」(平成21年1月28日付け環境会発第090128003号:大臣官房会計課長通知)に基づき公募をしたところ、提出期限までに参加希望書類を提出した者は1者のみであり、応募要件を満たしているか否かの審査を行った結果、応募要件を満たしていたことから、公益財団法人 地球環境戦略研究機関と随意契約を行った。 「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、「契約前自己チェックの結果において参加者確認公募を実施した場合に、応募要件を満たすと認められる者が一者しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査の結果当該応募者と随意契約を行うことを認めるといふもの」とあり、本業務の実施にあたって必要となる技術的条件(業務執行体制に関する要件及び業務実績に関する要件)に変更・見直しの余地がないことから会計法第29条の3第4項の規定に基づき、令和4年度の本業務についても、引き続き公益財団法人 地球環境戦略研究機関を契約相手方として随意契約を行うこととした。	-	84,987,324	-	公財	国認定	1		令和3年度に「参加者確認公募方式による調達手続」に基づき公募したところ、期限までに参加希望書類を提出した者は1者(公益財団法人地球環境戦略研究機関)のみであり、当該応募者との随意契約手続に移行したことから、令和4年度は、当該応募者と随意契約を行っている。	有	
環境省	令和4年度環境放射線等モニタリング調査等業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295番地3	6040005001380	本業務は、環境省が北海道利尻(国設利尻酸性雨測定所)等、全国10カ所の国設酸性雨測定所に設置している環境放射線等測定機器で収集した測定データ及び各測定所の周辺で採取した環境試料の核種分析結果を専用のデータベースに蓄積し、測定所及びその周辺ごとの放射線レベル並びにその変動パターンを把握することを目的とする。また、本業務によって得られた測定データのうち、大気浮遊じん及び大気降下物及び空間放射線(ガンマ線)線量率については、大気汚染防止法第22条第3項の規定に基づく放射性物質の常時監視の測定データとしても使用することを目的とする。 本業務は、契約相手方の選定に当たって、令和2年度において「参加者確認公募方式による調達手続について」(平成21年1月28日付け環境会発第090128003号:大臣官房会計課長通知)に基づき公募したところ、提出期限までに参加希望書類を提出した者は1者のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから公益財団法人日本分析センターと随意契約を行った。 令和4年度においては「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、参加者確認公募を実施した場合に、応募要件を満たすと認められる者が一者しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査によって当該応募者と随意契約を行うことを認めるといふもの。」とあることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き本業務の契約相手方として公益財団法人日本分析センターと随意契約するものである。	-	53,622,800	-	公財	国認定	1		令和2年度に「参加者確認公募方式による調達手続」に基づき公募したところ、期限までに参加希望書類を提出した者は1者(公益財団法人日本分析センター)のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を行った。 なお、令和4年度においては「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、「契約前自己チェックの結果において参加者確認公募を実施した場合に、応募要件を満たすと認められる者が一者しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査の結果当該応募者と随意契約を行うことを認めるというもの。」とあることから、書面審査の結果承認されたので、令和3年度に引き続き本業務の契約相手方として(公財)日本分析センターと随意契約したものの。	有	

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
環境省	令和4年度森里川海の恵みを次世代につなげるプログラム実施業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益社団法人日本環境教育フォーラム 東京都荒川区西日暮里5-38-5	6011105004508	本業務は、「森里川海の恵みを次世代につなげるプログラム」として、小学生を対象にした環境教育プログラムを企画し、自然体験促進のための取組を行う。また、昨年度から実施している、森里川海の恵みを流域単位で再認識する『(仮題)＜森里川海ふさと絵本＞』がありとう大井川』の制作を行い、日常生活の中から、人と自然のかかわり方を考えるきっかけをつくり、地域のさらなる活動につなげる取組とする。さらに、森里川海のつながりの重要性を国際会議で発信するための普及啓発ツールを作成するものである。 本業務は平成29年度のみ一般競争、平成30年度、平成31年度の2年間は企画競争方式を適用し、契約を行っているが、平成29年度～平成31年度の各年度において、公益財団法人日本環境教育フォーラムと契約しており、且つ、一者応札であった点を踏まえ、調達改善計画に基づき、上記の技術、知見等をすべて要するものが公益財団法人日本環境教育フォーラムのみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、令和2年度に参加者確認公募方式を適用したところ、参加希望書類については公益財団法人日本環境教育フォーラム一者のみから提出があった。 なお、令和2年度においては「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、参加者確認公募を実施した場合に、応募要件を満たすと認められる者が一社しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査によって当該応募者と随意契約を行うことを認めるというもの。」とあることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き本業務の契約相手方として公益社団法人日本環境教育フォーラムと随意契約するものである。	-	14,300,000	-		公社	国認定	1		契約前自己チェックを経て、令和3年度より随意契約を実施	有
環境省	令和4年度国立公園満喫プロジェクト人材育成支援業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益社団法人日本環境教育フォーラム 東京都荒川区西日暮里5-38-5	6011105004508	本業務の実施に当たっては、エコツーリズムおよび自然地域におけるインタープリテーションを核として地域全体を活性化する取り組みの牽引役の育成を目的としていることから、請負者には、以下の知見や技術が求められる。 ・エコツアーの実施に関するツアー造成スキルや安全管理および経営ノウハウ ・インタープリテーションに関する概念とそれを現場で実践するノウハウ ・日本の自然の観光的価値に関する知見 ・自然地域に対する外国人のニーズや野外活動時の外国人特有の行動特性に関する知見 ・地域連携の手法に関する知見 ・確実な目標達成に向けた研修設計のノウハウ また、本事業の目的達成のためには、請負者はこれらの知見や技術を有するだけでなく、実際の経験に裏付けられた助言が可能な体制が望まれる。 本業務は、人材育成に関する知識や自然地域での事業展開経験等に係る専門知識や技術等を必要とするが、平成 30・31 年度において、総合評価落札方式にて調達を実施し、いずれも一者応札となり公益社団法人日本環境教育フォーラムと契約した。令和2年度においては、参加者確認公募方式を実施し、公益社団法人日本環境教育フォーラムのみの提出があった。提出された参加希望書類について、応募要件を満たしているか審査を行ったところ、要件をいずれも満たしていたため、本業務を実施できる者は、公益社団法人日本環境教育フォーラムのみであると判断し、公益社団法人日本環境教育フォーラムと契約を行った。 「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、「参加者確認公募を実施した場合に、応募要件を満たすと認められる者が一社しかおらず当該応募者との随意契約手続に移行した場合は、次々年度までの間、書面審査によって当該応募者と随意契約を行うことを認めるというもの。」とあることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き本業務の契約相手方として公益社団法人日本環境教育フォーラムと随意契約するものである。	-	19,960,000	-		公社	国認定	1		仕様書の見直しを行い、総合評価に変更した。	有
環境省	令和4年度日中トキ生息保護協力業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年12月9日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5	5011301008115	本業務は、中国側が中国陝西省洋県及びトキ救護飼養センター等において、トキに関する各種調査を進める中国の現地専門家等に対する協力、中国におけるトキ野生復帰事業の調査分析・技術支援等を実施する。 本業務の実施に当たっては、 ①トキ保護増殖事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の経緯等について理解している者やトキの生態やそれを取り巻く生息環境等に関する経験及び知識を持つとともに、トキの保護に向けた科学的知見を持っている者を有していること。 ②我が国とは体制・社会慣習等の異なる中国における円滑な業務の実施を図るため、中国のトキ保護増殖にかかる団体、専門家等と緊密な人脈・ネットワークを有し、かつ十分な信頼関係が構築され、中国への渡航経験を有し、社会環境等にも精通した者を有していること。 ③鳥類やその生息環境に関する業務の実績を事業者が有すること。 を必要としているが、令和元年度に参加者確認公募方式により、本業務の実施条件を満たす者を公募によって確認したところ、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外の応募は皆無であった。その結果に基づき、令和2年度、令和3年度においては、本業務は公益財団法人日本鳥類保護連盟との随意契約により実施したところ。そこで今年度改めて、当該技術、知見等の条件をすべて有する者が一者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用することとしたい。	-	10,100,000	-		公財	国認定	1		参加者確認公募方式を適用したが、応募は1者のみであったため、随意契約にて実施しているもの。	有
環境省	令和4年度鳥類標識調査委託業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 松本 英昭 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	令和4年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115番地	2040005016886	本業務は、鳥類観測ステーションにおける標識調査等を実施し、鳥類の渡りの状況、生態等を解明し、鳥類保護施策及び国際協力の推進に資することを目的としている。 標識調査は、条約・協定等に基づき実施している日米、日露、日豪、日中、日韓をはじめとした、渡り鳥保護に係る国際協力に基づく国際研究の中でも、鳥類標識調査は特に基礎となるデータを取得する研究の一つである。国内の鳥類標識調査は、1924年に農商務省によって初めて行われ、第二次世界大戦中に一時中断されたが、1961年から農林省が(財)山階鳥類研究所に委託して再開、1972年からは環境庁(現在の環境省)がこの事業を受け持ち、(公財)山階鳥類研究所へ委託して調査を継続している。 当該団体は、国際的な標識調査機関であるEuringから我が国の標識調査機関として位置付けられており、海外において標識調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体である。これに代わる団体は存在しないため、財務大臣通知(平成18年8月25日付財計第2017号)の1(2)①イ(ロ)条約等の国際的取決めににより、契約の相手方が一に定められているものに基づき、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約としたい。	-	36,040,000	-		公財	国認定	1		標識調査に不可欠なバンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、他者への発注は困難。	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
環境省	令和4年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業 小島嶼(海鳥)調査業務	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多样性センター長 松本 英昭 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	令和4年4月1日	公益財団法人山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115番地	2040005016886	本業務は、北海道から沖縄県までの島嶼において海鳥の種数、個体数及び繁殖密度等の調査を平成16年度から継続して実施しているものである。蓄積されたデータの一貫性を保つためには、それぞれの調査地及び調査対象種等の特性を踏まえた上で収集したデータを精査・整理し、経年変化や島嶼生態系の脅威となる要因などの分析をすることが求められることから、海鳥をはじめとした島嶼生態系に関する知見など高い専門性を必要とする。 平成31(令和元)年度に契約相手方の選定に当たって、参加者確認公募方式を適用し、上記の専門性を有する者が一者のみ又は複数者存在するかを確認した結果、応募があった者は一者のみであり、随意契約にて契約を締結した。また、大臣官房会計課通知「参加者確認公募方式による調達手続きについて(改正 令和元年10月1日環境会発第19100110号)」に基づき、業務の実施に必要なとなる専門性に変更がなかったことから、令和2年度及び令和3年度についても、随意契約を実施した。 令和4年度も業務内容や必要となる専門性に変更がないことから、当該専門性を有する者が一者のみ又は複数者存在するかを改めて確認するため、参加者確認公募を実施した結果、応募要件を満たすと認められた者は、公益財団法人山階鳥類研究所の一者のみであった。 以上のことから、平成18年8月25日付財務大臣通知(財計第2017号)の1.(2)②ロ(ロ)の「公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなった場合」に該当するので、公益財団法人山階鳥類研究所を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。	-	13,420,000	-		公財	国認定	1		平成31年度に自己点検表に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を行い、有効な応募者は1者であったため、令和4年度も引き続き随意契約にて実施した。	有
環境省	令和4年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(陸生鳥類調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多样性センター長 松本 英昭 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	令和4年4月1日	公益財団法人日本野鳥の会 東京都品川区西五反田3-9-23	1010705001646	本業務は北海道から沖縄までの全国に調査地を設置し、平成15年度から継続して通年で調査を実施しているものであるが、4月初めから調査を実施するためには、全国の調査地において、陸生鳥類の生息状況等に関する調査実施体制を現に有していることが必要とする。そのため、仕様書で定める調査予定サイトにおいて、陸生鳥類の生息状況等に関する調査体制を有していることを条件に、令和3年度に参加者確認公募方式を適用した。その結果、応札があった者は、公益財団法人 日本野鳥の会の一者のみであったため、令和3年は随意契約にて契約を実施した。 大臣官房会計課通知「参加者確認公募方式による調達手続きについて(改正 令和2年12月18日付環境会発第2012188号)」において、「業務の実施に必要な特殊な技術又は設備等に変更がない場合に限り、次々年度までの間、同一業務については随意契約によることができるものとする」とされている。 本業務に必要なとする条件等は前述のとおりであり、昨年度業務からの変更はないため、公益財団法人 日本野鳥の会と、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を締結することとしたい。	-	20,600,000	-		公財	国認定	1		平成30年度に実施した自己点検表に基づいた参加者確認公募を確認の上、令和3年度に再度参加者確認公募を行い、有効な応募者は1者であったため、引き続き随意契約にて実施した。	有
環境省	令和4年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(里地調査)	分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多样性センター長 松本 英昭 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	令和4年4月18日	公益財団法人日本自然保護協会 東京都中央区新川1丁目16番10号	7010005016562	本業務は、日本全国に見られる里地環境(二次的自然環境)において、植物相、鳥類、水環境、哺乳類、カヤネズミ、カエル類、チョウ類、ホタル類及び人為的インパクトについて、平成17年度から市民参加型の調査を実施しているものである。蓄積されたデータの一貫性を保つためには、それぞれの調査地及び調査対象種等の特性を踏まえた上でデータを精査することが求められることから、里地生態系を対象に、広域(北海道、本州、四国及び九州地方の各1か所以上)において市民参加型による生態系調査から得られたデータを精査、整理及び解析に関する実績を有していることを条件に、令和3年度に参加者確認公募方式を適用した。その結果、応札があった者は、公益財団法人日本自然保護協会の一者のみであったため、令和3年は随意契約にて契約を実施した。 大臣官房会計課通知「参加者確認公募方式による調達手続きについて(改正 令和2年12月18日付環境会発第2012188号)」において、「業務の実施に必要な特殊な技術又は設備等に変更がない場合に限り、次々年度までの間、同一業務については随意契約によることができるものとする」とされている。 本業務に必要なとする条件等は前述のとおりであり、昨年度業務からの変更はないため、公益財団法人日本自然保護協会と、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を締結することとしたい。	-	31,636,000	-		公財	国認定	1		平成30年度に実施した自己点検表に基づいた参加者確認公募を確認の上、令和3年度に再度参加者確認公募を行い、有効な応募者は1者であったため、引き続き随意契約にて実施した。	有
環境省	令和4年度プラスチック資源循環法施行に伴う容器包装リサイクルシステム改良検討業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 飯田 博文 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年9月20日	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門1-14-1	3010405008741	市町村が回収したプラスチック製容器包装については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化法の促進等に関する法律」に基づき、主務大臣(環境大臣を含む)が指定する法人が再商品化業務を行う仕組みとなっている。平成8年に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)が指定法人として指定されて以来、同協会のみが再商品化業務を実施し得る唯一の法人である。 今般、令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック製品の分別回収・再商品化を促進するため、市町村がプラスチック製品を回収する場合、プラスチック製容器包装と合わせて、その再商品化を協会に委託することができる仕組みが設けられている。 協会では、既存の容器包装リサイクルシステム(以下「システム」という。)において、再商品化事業者の登録、合否判定、市区町村による引渡し申し込み受付、実績管理、再商品化事業者との契約及び再商品化費用の支出に係る手続きを処理しており、プラスチック製品についても同様にシステム上で一連の処理を実施する必要がある。 具体的には、市町村はプラスチック製容器包装とプラスチック製品それぞれの回収量及び両方を合算した量を登録して申込みを行い、再商品化事業者はそれぞれの処理費用及び両方を合算した費用を登録して入札を行うことになる。また、市町村によってプラスチック製容器包装のみを回収する、両方を回収するという選択肢が生じるとともに、再商品化事業者によってもプラスチック製容器包装のみを処理する、両方を処理するという選択肢が生じる。このため、システムでこうした事業者属性や市町村属性に関する情報を新たに登録できるようにする必要がある。このように、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の処理を一体不可分として実施する必要があることから、既存のシステムを改良し、プラスチック製品の処理も同一システム上で滞りなく履行できるようにすることが不可欠である。 本システムは、協会が再商品化業務を実施するために、構築・運用されたものであり、システムの著作権は協会の所有となっていることから、システムの改良を実施できるのは協会のみである。	69,657,193	69,586,000	99.9%		公財	国認定	1		「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の処理を一体不可分として実施する必要があることから見直し不可	有

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
環境省	令和4年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業(PHA系バイオプラスチックのライフサイクル実証と用途展開システム解析事業)委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境再生・資源循環局長 石 泰 弘 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年5月20日	公益財団法人京都高度技術研究所 京都府京都市下京区中堂寺南町134番地	3130005002942	本技術実証課題は、令和4年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業の採択案件であり、令和4年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業の公募要領に基づき公募を行い、応募のあった課題の中から外部専門家等の有識者からなる令和4年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業評価審査委員会の審査を経て採択され、委員会より良好の評価を得ている。 以上の理由により、公益財団法人京都高度技術研究所を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	-	314,155,979	-		公財	国認定	1		本件は、一般公募に対して応募があったもので、外部有識者からなる実証事業評価審査委員会により良好の評価を得て採択された事業であり、見直し不可である。	有
環境省	令和4年度浄化槽に係るアジアにおけるワークショップ及びセミナー等開催業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小森 繁 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益財団法人日本環境整備教育センター 東京都墨田区菊川2-23-3	8010605002531	本業務では、アジア等の発展途上国等のニーズに応えるとともに、水環境の向上に貢献するため、我が国の優れた分散型污水处理施設である浄化槽の海外展開を促進することを目的としている。業務内容は以下の通りであるが、いずれも浄化槽及びその海外展開に関する広範かつ専門的な知見と経験をもとに遂行する必要がある。 ・海外に向けたワークショップ等を開催し、浄化槽の優れた点を広くアピールする。 即ち、海外関係者との英語での交渉、海外における分散排水処理・浄化槽の実状や浄化槽の技術的・法制度的な最新トレンドを鑑みた有効な発表テーマ設定と適任者の選定、開催における海外関係者との事務手続きを実施する。 ・浄化槽に関するISOの作成業務を行う。 即ち、ISO事務局との折衝、現状ドラフトに対する修正案作成、有識者を含めた国内会議の取り纏めを実施する。 ・浄化槽の性能評価手法や処理対象人員算定基準の現地適用化検討を行う。 即ち、現地関連機関に対し現地適用化における課題抽出と解法の提案を実施する。 ・浄化槽に係る講習を実施し、浄化槽の実践的な計画、施工、操業、維持管理の指導を行う。 即ち、現場に即した施工、操業、維持管理の詳細指導を実施する。特に、性能評価型の採用により各メーカーのバルブ調整方法等の維持管理性が異なっている中で、差違を熟知の上で適切な指導を実施する。 他 本業務はこれまで類似の業務が発注され、各年度とも一者応札が続き公益社団法人日本環境整備教育センターと契約していた。そこで、令和3年度分の発注に当たり、調達改善計画に基づき、上記の知見等の条件をすべて有する者が公益社団法人日本環境整備教育センターのみ又は複数者存在するかを確認するため契約相手方の選定に参加者確認公募方式を適用した。公募の結果、応募者が当該法人1者のみであり契約の相手方とすべき者が限られることが明らかとなり、公益社団法人日本環境整備教育センターのみが本業務を遂行することが可能であることが判明した。 令和4年度分においても引き続き類似の業務を実施することを予定している。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、本業務の契約相手として公益社団法人日本環境整備教育センターと随意契約を締結するものである。	-	21,945,000	-		公財	国認定	1		本件は、令和3年度において調達改善計画に基づき参加者確認公募方式を適用し、公募の結果、応募者が当該法人1者のみであり契約の相手方とすべき者が限られることが明らかとなったことから、令和4年度においても同一業務を行う事を踏まえて当該法人と随意契約を行ったものであり見直しは不可である。	有
環境省	令和4年度シマフクロウ保護増進事業(生息状況調査・給餌・巣箱設置等業務)	分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所長 川越 久史 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階	令和4年4月1日	公益財団法人日本鳥類保護連盟 東京都杉並区和田3-54-5	1011305001870	本業務の実施にあたっては、シマフクロウの生態や生息情報に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないように事業を実施することができる高い技術力と生態学的知見が求められる。 シマフクロウの生態・生息状況に精通する関係者との情報網を持ち、シマフクロウの生態に関して助言等を行う立場の専門家や、シマフクロウの行動予測を適切に行える技術者と密接に連携して業務を行うことが可能な者が1者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たって令和3年度に参加者確認公募方式を適用したところ、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみ応募があり応募要件を満たしていたため同連盟を契約相手方として選定した。 参加者確認公募方式により契約相手方を選定した場合、業務の実施に必要な特殊な技術又は設備等に変更がない場合は、次々年度までの間、随意契約によることができるとされており、令和4年度の業務の実施に必要な特殊な技術等に変更はないため、会計法第29条の3第3項の規定に基づき、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を締結することとする。	-	12,980,000	-		公財	国認定	1		令和3年度に「参加者確認公募方式による調達手続き」に基づき公募したところ、期限までに参加希望書類を提出した者は1者(公益財団法人日本鳥類保護連盟)のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから会計法第29条の3第4項に基づき、随意契約を行った。 なお、令和4年度においては、参加者確認公募方式により契約相手方を選定した場合、業務の実施に必要な特殊な技術又は設備等に変更がない場合は、次々年度までの間、随意契約によることができるとされており、令和4年度の業務の実施に必要な特殊な技術等に変更はないため、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約と随意契約したもの。	有
環境省	令和4年度放射線健康管理・健康不安対策事業(福島県における甲状腺検査の実施体制の強化に係る検査者育成)委託業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房環境保健部長 神ノ田 昌博 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	令和4年4月1日	公益財団法人原子力安全研究協会 東京都港区新橋5-18-7	1010405009411	令和2年度業務の実施については、契約前自己チェックシートを経て参加者確認公募手続の移行対象となったため、令和2年度の契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用した。その結果、公益財団法人原子力安全研究協会1者から応募があり、公募審査委員会において参加希望書類の内容が同業務の要件を満たしていると判断されたため、公益財団法人原子力安全研究協会を契約の相手方として、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結した。 令和4年度業務の実施においては、参加者確認公募方式による調達手続(参加者確認公募方式による調達手続について(平成21年1月28日環境会発第090128003号。令和2年12月18日環境会発第2012188号により一部改正))により、「次々年度までの間、同一業務については随意契約によることができる」とされていることから、令和3年度に引き続き、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き公益財団法人原子力安全研究協会と随意契約を締結するものである。	-	88,000,000	-		公財	国認定	1		令和4年度で事業終了	無

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。